

有機農産物をめぐる

有機農産物の日本農林規格

2012年1月28日告示 2012年4月27日施行

2000年1月20日 制定（告示第59号）（いわゆる2000年規格）
 2003年11月18日 一部改正
 2005年10月27日 全部改正（告示第1605号）
 2006年10月27日 一部改正（いわゆる2006年規格）
 2009年8月27日 一部改正
 2012年3月28日 最終改正 4月27日施行（これが現在の規格）

有機中央会 加藤和男
2015年3月27日

有機農産物の日本農林規格とは

- JAS法の下に定められたJAS規格のひとつで「有機農産物の生産の方法」を決めている。農業の自然循環機能の維持増進を目的とし、化学肥料や農薬を使用しないことを基本に地力を活用した生産を行い、環境への負荷を低減した栽培方法を実践することが求められている。
- 我が国では、認定を受けた生産行程管理者がこの規格を守って生産し、格付したものでない限り、生産した農産物に「有機栽培」「有機」「オーガニック」などの表示を行うことが禁止されている。つまり、有機農産物は、この規格を守って生産した農産物である。
- この規格は、国際基準のコーデックスガイドラインに準拠して作られており、現在ではEUの有機基準、NOPやカナダの基準などとも同等性をもっている。

有機農産物の日本農林規格の構成

- **第1条 目的**
規格の目的を定めている
- **第2条 生産の原則**
有機農産物の生産の原則を定めている
- **第3条 定義**
有機農産物、使用禁止農材、前熟DNA技術、製造物の定義を定めている
- **第4条 生産の方法についての基準**
有機農産物の生産の方法を定めている
- **第5条 表示**
有機農産物の表示の方法を定めている
- **別表1、2、3、4、5**
農薬及び土壌改良材、肥料、植物由来農材、施設栽培に使用できる農薬、調整剤等農材を定める
- **附則**
本規では無量があることについて、別表で表裏対応を定める

第1条 目的

- この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。



圃場



農作物を栽培する畑や田んぼなどのこと

栽培場

きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所



採取場

自生している農産物を採取する場所



第4条 生産の方法についての基準

圃場、栽培場、採取場についての基準

●場所の条件（圃場、栽培場、採取場）

周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているもの（採取場の場合は飛来又は流入しない一定の区域）

●履歴条件

①圃場

多年生作物：最初の収穫まで3年間の有機管理の継続

多年生以外の作物：播種又は植えつけ前2年以上有機管理

②栽培場

栽培開始前2年以上使用禁止資材が使用されていない

③採取場

農産物採取前3年以上使用禁止資材が使用されていない

●転換期間中

最初の収穫まで1年以上有機管理を行い、有機農産物の基準に至らない圃場

第4条生産の方法についての基準

使用する種子又は苗

1. 有機栽培由来（第4条の基準に適合）の種子、苗であること。
2. ●有機由来の種子、苗の入手困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものが使用できる。
●それも困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、以下のものが使用できる。
①種子繁殖する品種は、種子
②栄養繁殖する品種は、最も若齢な苗等

*ただし、苗場で持続的効果を発揮する化学合成肥料及び農薬が使用されていないもの。



第4条生産の方法についての基準

種子・苗の基準2 災害時などの処置

3. 前1及び2の苗等の入手が困難であり、かつ以下の場合は、上記以外の苗であっても使用できる。
①災害、病害虫により、植え付ける苗等がない場合
②種子の供給がなく、苗等のみで供給される場合
- 付則
以下のものについて種子からの栽培が困難な場合などに普通の苗を使用することができる
- ①ナス科及びウリ科の果菜類において種子からの栽培が困難な場合で1番、2番のいずれも入手困難な場合
 - ②こんにゃくいもの生産で、1番、2番のいずれの種イもの入手も困難な場合

第4条生産の方法についての基準

種子・苗の基準3 持続的効果を持つ資材の禁止

- 使用できる苗は、すべてのケースで（災害時などの場合も例外なく）、は種又は植え付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用されていないものが求められる。
- 右の例のようなものや水稲の箱処理剤などは禁止事項。

●持続的効果の例
カプセル肥料で、水稲の育苗の際に使用するものがある。本田に移植された後、カプセルが壊れ、じわじわと効果を発揮する。

●一般的な種子処理
販売されている種子、農薬で消毒されたものがあります。これらの一般的な処理は、持続的効果を持つ農薬処理にはあたりません（Q&A第9-5）

第4条生産の方法についての基準

種子・苗の基準4 遺伝子組み換えの禁止

4. 種子又は苗等は、組み換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。



第4条生産の方法についての基準

種子・苗の基準5 シーダーテープ

- コットンリンターに由来する再生繊維を原料としていること。
- 製造工程において化学合成物質が添加されていないこと。

*** 注意**

シーダーテープの原料には生分解性プラスチック、紙、コットンリンターなどがある。この中で使用できるのは、コットンリンターのもののみである。

第4条生産の方法についての基準

種菌

1. 規格第4条の各項の基準に適合する種菌
2. 1が入手困難な場合
 - ①栽培場における栽培管理の項1又は2に掲げる資材により培養された種菌。
 - ②それが入手困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌。
3. 2が入手困難な場合、天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養した種菌
4. 2及び3の種菌が入手困難な場合、別表3の種菌培養資材を使用して培養した種菌
5. 組み換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと

別表3: 酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

第4条生産の方法についての基準

ほ場における肥培管理1

原則

(肥料に由来するという意味はない。施設のためて選別、貯蔵、禁止とわかる)

- 原則：以下の方法で土壌の性質に由来する農地の生産力の維持・増進をはかること
 - ①当該圃場で生産された農産物の残渣に由来する堆肥の施用
 - ②当該圃場もしくはその周辺に生息する生物の機能を活用した方法

作物残さの有効活用

堆肥の施用

緑肥の活用

生物多様性の活用



第4条生産の方法についての基準

ほ場における肥培管理2

許容

- 原則的方法だけでは土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図れないときには

①別表1の肥料及び土壌改良材を使用することができる

②当該圃場若しくはその周辺以外から生物の導入をはかることができる。
*ただし、組み換えDNA技術を用いていないものに限る。

*生物は微生物を含む。堆肥の発酵などに微生物を使用できる。生菌の分解促進に微生物を使用することも可能。



別表1：肥料及び土壌改良資材

- 2012年に追加があり4群に分類される資材（次頁に事例）
- すべての資材に一律にかかる条件と個別の条件がある

①すべての資材の一律条件

製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。（ただし、付則の例外がある）

②個別

それぞれの資材ごとに表の右欄に記載。個別の条件によっては、原材料の製造工程やその原料も問題になる

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残渣由来の資材	植物の刈り取り後又は収穫後に化学的処理を行っていないものであること
発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材	畜畜及び家禽の排泄物に由来するものであること
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く）を行っていない天然物質に由来するものであること
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること
パークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
微量要素（マンガン、ホウ素、鉄、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。

第4条生産の方法についての基準

ほ場における肥培管理3 禁止と例外

●禁止

- ①禁止物質に該当するもの
- ②別表1の資材で製造工程において化学合成の物質が添加されたもの及び表の右欄の基準を満たさないもの。
- ③別表1の資材で当該資材の原材料の生産段階で遺伝子組換え技術を用いたもの

●例外

ただし別表1の以下の資材は、付則で遺伝子組み換え技術を用いたものが不分別でも使用が認められている。

- ①植物及びその残渣由来の資材
- ②発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材
- ③食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
- ④発酵した食品廃棄物由来の資材

第4条生産の方法についての基準

栽培場における栽培管理

- きこの類の生産に用いる資材は以下に適合すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においては、これらが入手が困難な場合に別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用できる。

1. 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材（次の資の条件を満たす）
2. 樹木に由来する資材以外資材（次の資の条件を満たす）
3. きこの類を生産する過程で産出される廃ぼた、菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること

キノコ生産に用いることのできる資材

樹木に由来する資材の条件

- 原木、おがこ、チップ、鋤等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。



自然萌芽更新



キノコ生産に用いることのできる資材

樹木に由来する資材以外の資材

- (1) 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。）
- (2) 加工食品（有機加工食品の日本農林規格第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）
- (3) 飼料（有機飼料の日本農林規格第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）
- (4) 有機畜産物の日本農林規格第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家畜の排せつ物に由来するもの

第4条生産の方法についての基準 ほ場及び栽培場における

有害動植物の防除 参照Q&A問12-1から7

1. 耕種的防除
2. 物理的防除
3. 生物的防除
4. 3つの方法の組み合わせ

5. 「農産物に重大な損害が生じる危険が急迫してい

る場合であって、1から4の方法では、有害動植物を効果的に防除できない場合に、別表2に掲載された農薬が使用可能



耕種的防除

- 作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。

*新潟県のBLコシヒカリによるイモチ対策は、こうした方法のひとつみなされる。



物理的防除

●光、熱、音等を利用する方法。古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）



生物的防除

●病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有

する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。



「農産物に重大な損害が生じる危険が急迫している場合」とは、

（参照QA12-6）

- 近接した圃場又は当該圃場において有害動植物が発生しており、
- これまでの経験から発生が相当の確度で予測され、



放置しておくと当該農産物に多大な被害が予想される場合

この場合に別表2の農薬を使用できる

別表2 農薬

- 2012年に追加があり、37種類の農薬となった。
- 左欄の名称は、農薬登録上の種類を表している。
- 登録された農薬であることがこと、使用にあたっては、安全使用基準の遵守が前提。このため、作物に登録のない農薬は使用できない。
- すべての農薬にかかる条件と個別の条件がある。
- ①すべての農薬にかかる条件
組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く（この点の適否はQ&Aで示されている）
- ②個別の条件：右欄に記載

別表2の例

農薬	基準
除虫菌剤及びビレトリン乳剤	除虫菌から抽出したものであって、共力剤としてピペロニフルトネオサイドを含まないものに該当すること
餌水和剤	
性フェロモン剤	
ケイソウド粉剤	保管施設での使用する場合に該当すること

●コクゾールについての注意
ケイソウド粉剤に該当する農薬。一般の使用では倉庫内の散布と玄米への混和など方法が認められている。有機農産物にあっては農薬などで汚染されてはならないとされていることから、混和などの方法では使用することができない。また散布にあたっても直接玄米を汚染しないような使用方法をとらなければならない。

33

第4業生産の方法についての基準

一般管理

- 土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材を偽さないこと
- *「指す」の解釈
肥料や土壌改良資材として畑や田に使用するものに加え、そのまま土にすきこんで良い、播しても差し支えない、などとして使用するものをきむ。以下のようなものにも注意。
生分解性マルチ（使用できない）
ペーパーボット（使用できない）
香先に置場の上から使用する融雪剤（別表1以外
不適合）
水稲の種子選別の比重選の資材（塩は適合、硫安
不適合）
- *使用後に置場から取り除かれるものは、該当しない。

第4業生産の方法についての基準

育苗管理 場所、育苗方法、用土に条件がある

関連：Q&A13-1から5

- 育苗も有機栽培の条件を満たす必要がある。
 - ①育苗場所での周辺から使用禁止資材の飛来及び流入の防止措置をこうじる
 - ②肥培管理、有害動植物の防除及び一般管理の基準に従った管理
- 用土は、以下のいずれか（培土の土の条件でもある）
 - ①ほ場又は採取場の条件に適合するほ場又は採取場の土
 - ②過去2年以上の農、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないところで採取され、採取後も使用禁止資材が使用されていない土
 - ③別表1の肥料及び土壌改良資材

第4業生産の方法についての基準

収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装、その他の収穫以後の工程に係わる管理 (Q&A17-5)

- 1、混合の防止
有機栽培された農産物に非有機農産物が混入しないように管理を行うこと
 - 2、有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用すること。それだけでは、効果不十分な場合には、以下の資材に限り使用できる。
①有害動植物の防除には、別表2の農薬、別表4の薬剤
②品質の保持改善には、別表5
 - 3、放射線照射の禁止
 - 4、汚染の防止
収穫された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤によって汚染されないように管理されていること
- *利用する生物及び別表5の資材は、組換えDNA技術を用いたものでないこと
- *別表2の農薬は作物に登録のある農薬なので、収穫後の管理施設で使用できるのは少ない。

別表4の薬剤 (施設管理などに使用するもので農産物に使用するものではない)

薬剤	基準
除虫菊抽出物	其力剤としてピペロニリトキサイドを含まないものに限り、また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限り、また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限り、また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

上記含めて全部で7種類
表の右欄に条件があるので注意



別表5の調製用等資材

調製用等資材	基準
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
活性炭	
ケイソウ土	
クエン酸	
エチレン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限り
オゾン	
次亜塩素酸水	食塩を電気分解したものであること
食塩	
食酢	上記含めて全部で19種類。すべての資材の条件に「遺伝子組み換え技術を用いて製造されていないこと」の条件がついている。

第5条 有機農産物の名称の表示

有機農産物の名称の表示

●有機農産物の名称の表示は、以下のいずれかによること。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

* (注) 「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

第5条 有機農産物の名称の表示

転換期間中の圃場で生産されたもの

- 転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。

転換期間中

* シールでの対応が可能になる。

第5条 有機農産物の名称の表示

採取した有機農産物の表示

- 採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

- (1) 「有機農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

別 表

- 別表1：肥料及び土壌改良資材
- 別表2：農薬
- 別表3：種菌培養資材
- 別表4：薬剤
- 別表5：調製用等資材

*それぞれ用途が異なるので注意。「別表5にあるから肥料及び土壌改良材としても使用できる」などは、間違つた理解。それぞれ、定められた用途以外には使用できない。

付則

付則は、たくさんついているが有効な付則は、以下の通り

- ウリ科とナス科の野菜に例外的に普通苗の使用を定める付則
- 別表1の資材に遺伝子組換え不分別でも使用できる例外の付則
- 今回の付則
1及び2

以上。ご静聴ありがとうございました。